

**健康保険の被扶養者となった場合、5日以内に届書を提出しないと受付日を扶養開始年月日にされるのは不合理なので改善してほしい**  
《行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん》

- 総務省北海道管区行政評価局は、次の相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：山畠正男北海道大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成15年1月10日、北海道社会保険事務局に対してあっせんしました。

【行政相談の申出要旨】

健康保険の被扶養者となった場合、5日以内に届書を提出しないと受付日を扶養開始年月日にされるが、被扶養者となった日として申し出た日から受付日までの間はいわゆる無保険状態となり、この間に病院にかかると全額自己負担となってしまうおそれがある。しかし、届出が期日を超えたとしても何時から扶養を開始したかの事実が変わるものではなく、社会保険事務所ではその事実を認定しているのであるから、受付日を扶養開始年月日とするのは不合理である。

北海道社会保険事務局では、健康保険の扶養開始年月日については、届出日が被扶養者となった日から5日を経過している場合は受付日とするとマニュアルで定めているが、5日の期限を超えて届出られたものであっても何時から扶養を開始したかの事実は変わるものではないと考えられる。また、社会保険事務所においては、受付日で認定したものでも申出があれば、被扶養者となった日を確認し遡って認定するとしているが、このこと自体申請者に負担をかけるものであり、さらに、申出がないものについては無保険で病院にかかっているにもかかわらず社会保険事務所では分からず救済の方法はない。

健康保険の扶養開始年月日の認定については、全国的にみると、期限に関わらず届書に記載の被扶養者となった日で認定しているところや30日を超えた場合だけ受付日で認定しているところがある。

【当局のあっせん内容】

申請者に負担や不利益を生じさせることのないよう、5日の期限を超えて受け付けたものであっても、例えば届書の様式を工夫して届書に遅延理由を記載させる等により、遅延理由を確認し、受付日ではなく届書に記載の被扶養者となった日で認定する必要がある。

（連絡先）

総務省北海道管区行政評価局  
行政相談部首席行政相談官

電話：（011）709-1803（直通）  
（011）709-2311 内線3123

当局の実態調査結果（概要）

1 健康保険の被扶養者の認定制度

健康保険の「健康保険被扶養者（異動）届」は、その資格取得後5日以内に事業主を経由し社会保険事務所に提出することとなっている（健康保険法施行規則第63条）。北海道社会保険事務局では、扶養開始年月日を、届出日が被扶養者となった日から5日以内の場合はその日（被扶養者となった日）、6日以上経過している場合は受付日とするとマニュアルで定めている。

このため、例えば妻が仕事を辞めて直ぐに夫（被保険者）の健康保険の被扶養者となる場合には、健康保険被扶養者（異動）届の「被扶養者となった日」欄に仕事を辞めた翌日の年月日（申出日）を記載し、社会保険事務所に提出することになるが、申出日から5日を過ぎて社会保険事務局が受理した場合、扶養開始年月日は、申出日ではなく受付日となる。

この結果、妻は、仕事を辞めた翌日から受付日（扶養開始年月日）までの間はいわゆる無保険状態となり、この間に病院にかかる場合全額自己負担となってしまうおそれがある。

（注） 国民皆保険のため辞職（健康保険を脱退）すると、国民健康保険に加入することとなるが、14日以内に市町村に届出て保険証の交付を受けないと保険給付されず、事実上無保険となるものである。

なお、健康保険で医療機関にかかる場合にも保険証の提示が必要であるが、やむを得ない事由があればこの限りに在らずとされている（健康保険法施行規則第45条第1項）。

5 日 以 内 に 提 出	<p>妻が仕事を辞める      5日の期限</p> <p>「被扶養者となった日」 として記載（申出日）</p> <p>↑ 社保で受付</p> <p>→ 扶養開始年月日として認定 （申出日から被扶養者）</p>
5 日 を 超 え て 提 出	<p>妻が仕事を辞める      5日の期限      社保で受付</p> <p>「被扶養者となった日」 として記載（申出日）</p> <p>↑ 扶養開始年月日として認定 （受付日から被扶養者）</p> <p>無保険状態（注）</p>

配偶者が健康保険の被扶養者と認定されれば、国民年金の第3号被保険者となるが、平成14年4月1日から国民年金の第3号被保険者の届出先が、それまでの市区町村から、事業主を経由して社会保険事務所に提出するようになり、健康保険被扶養者（異動）届と国民年金第3号被保険者にかかる届書が複写式の一体様式となっている。

しかし、国民年金の第3号被保険者の届出は、当該事実があった日から14日以内に行うとされている（国民年金法施行規則第1条の2第2項。ただし、運用で30日以内の届出であればそのまま認定している。）ことから、5日を超えて届け出られたものについては、健康保険の扶養開始年月日（受付日で認定）と国民年金の第3号被保険者の資格取得年月日（申出日で認定）が異なるという矛盾が生じている。

## 2 社会保険事務所における扶養開始年月日の認定状況

札幌東、札幌西、旭川、釧路、函館、苫小牧の6社会保険事務所において、平成14年5月に処理（認定）した健康保険被扶養者（異動）届を調査したところ、5日の期限を超えて受理しているものが相当数みられたが、5日の期限を超えて受理したものの中にも申出日で認定しているものがある。

社会保険事務所では、申出日で認定してほしい旨の理由書が添付され、それにより被扶養者となった日を確認できるものについては申出どおり認定しており、また、理由書の添付がなくとも提出時に窓口で申出等があり被扶養者となった日が確認できればそのとおり認定するとしている。

扶養開始の認定状況（6社会保険事務所）

平成14年 5月処理 件数	5日の期限を超えて受理した件数				
	受付日で認定			申出日で 認定	合計
	30日以内	60日以内	61日以上		
8,427	290	58	5	84	437

## 3 他都府県の社会保険事務所の取扱い

社会保険庁の下に全国で47の地方社会保険事務局が置かれている。このうち8社会保険事務局における健康保険の扶養開始年月日の認定状況を調査したところ、北海道と同様に5日の期限を過ぎたものを受付日で認定しているところもみられるが、期限に関わらず届書に記載の被扶養者となった日で認定しているところ（宮城社会保険事務局、広島社会保険事務局）や30日を超えた場合だけ受付日で認定しているところ（沖縄社会保険事務局）がある。